

社会福祉法人 清水あすなろ福祉会
平成 24 年度 法人本部 事業計画

あすなろの家施設長交替・風の子保育園新園舎での保育開始・ともの家第二グループホーム SUN の運営開始、と、各施設ともに大きな経営環境変化の中で 24 年度を迎えます。

社会的責任を果たしながら安定した経営を維持しなければならないという課題を具体的計画として実現させていく節目の一年と位置付けます。そのために理事会の果たす役割をより明確にし、理事会と各施設間の意思疎通をより円滑にするための具体策を講じる。

I 法人の理念の継承と具体化

当法人の定款では次のように法人の目的を定めています。

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

以上のように定めて、それぞれの事業を掲げています。

そして、それぞれの事業を進めていくうえでの考え方の基本を法人の理念として掲げていますが、すべての施設、職員に理解が深まっているかという点、まだ十分とはいえない状況にあります。今後も様々な機会をとらえて理念への理解と浸透を図ると共に、理事会においても理念を棚上げにするようなことなく、常に理念に向き合う姿勢を保つ努力を継続することが必要であろうと考えます。

改めて法人と各施設の理念を再掲しておきます。

法人の理念 清水あすなろ福祉会のめざすもの

- 一、 すべての子ども、障害のある人、高齢者が健康で文化的な生活がおくれるよう、地域の人々と力を合わせて、地域福祉の充実と向上に努め、施設として可能な限り必要な支援を行います。
- 二、 子供たちが集団の中で、一人ひとりが大切にされ、高齢者や障害のある人も一人の人格として尊重される施設運営を目指し、常に努力します。
- 三、 利用者・職員・地域住民・関係者の協力を基礎に健全な財政の確立に努め、一人ひとりの意見を大切にする民主的な運営・経営を行います。
- 四、 公的な責任と共同の力で、だれもが、必要なときにいつでも利用できる福祉施設の実現を目指し、広範な人々と協力します。

風の子保育園のめざすもの 私たちの目指す保育園 5つの柱

- ① 子ども達が集団の中でのびのび育つことのできる保育園
集団の中で一人一人が大切にされ、自主性と社会性を見につけ豊かな感情と思考力の発達もめざした保育を！
- ② 産休明けから就学まで、年齢・障害・保育時間を問わず、保育を必要とする子ども父母の立場に立った保育の創造をめざそう！
- ③ 父母・職員・後援会・地域住民が、ひとつになって、皆でつくり皆で育て地域から愛される保育園に！
- ④ 子ども・父母・職員の立場を大切にし、皆の財産である保育園を民主的に運営しよう！
- ⑤ 保育をめぐる様々な要求を大切にし、その一つ一つを子どもと保育を必要とする父母の立場に立って、実現できる保育運動を発展させよう！

「ともの家」 設立理念

1. 障がい者も主人公として精一杯生き、人間としてたくましく、豊かな人生を築くことを目指します。
2. 地域の人々の理解と協力のもとに、共に生きる町づくりを目指します。
3. 障がい者や家族・関係者一人ひとりの意見を大切にした、民主的な経営を目指します。

あすなろの家は事業部ごとに理念的なものを持ってはいるがあすなろの家としての統一された理念がまだもたれていない。これは早急に検討を進める。

各施設はつねに理念に立ち戻りながら計画を作り、理念に基づいた、行動の検証をすることを習慣づける。

II 理事会の経営責任をより明確にする

その目的

各施設の独自性を尊重するという運営方針を継続してきた結果か、ほとんどのことがらが施設任せになってしまい、理事会としての責任が希薄化している傾向を感じる。全ての理事が三つの施設を一体のものとして理解し、三施設で発生する全てのことがらは理事全員に関わる問題であると言う立場を改めて認識する必要がある。

施設の独自性を尊重することは理事会責任が無くなることではないので理事会と施設の関係をもう一度原点に立ち戻って、理事会はどう責任を果たすかということを考える。具体的には基本である定款や経理規定に基づいた理事・理事長と施設の関係を明確にする必要がある。

施設と法人はそれぞれの責任分野をより明確にしながら一体となつてのスピード感のある運営を持続させなければならない。

その具体的内容

理事会運営の改善

理事会での討議の進め方を改善する。現在、三施設の報告が終了した後一括して審議している形態を改め、各施設ごとに報告と質疑応答を行う。各理事にあえて発言を要求する運営方法は取ってこなかったが、議事進行の中で積極的な理事発言を促す議事運営を考える。

時間配分が難しくなるが当面は議長の裁量で運営し、継続的に時間が不足するようであれば理事会開催時間の延長も視野に入れる。

理事構成の継続的検討

23年度末において2名の理事退任と1名の新任に依り理事定数は1名減となるが24年度においても理事会運営の充実を目的に理事定数の増員あるいは減員も含めて理事が一層その責任を果たせる環境作りを進める。

理事長専決事項の原則に戻った運用

定款に定める理事会の責任は定款第9条において次のように定められている

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

さらに、理事会が定める日常の業務で理事長が専決すべき事項を改めて確認すると理事長が専決できる「日常の業務」の範囲を次のように定めています。

- ①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- ②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- ③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲のもの。
- ⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のように軽微なもの。

ア 160万円以内の日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 250万円以内の施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 100万円以内の緊急を要する物品の購入等

(注 ・ この範囲を超えるものは理事会における審議、承認が必要ということです。)

- ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品

の売却又は廃棄。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

- ⑧予算上の予備費の支出。
- ⑨入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- ⑩入所者の預り金の日常の管理に関する事。
- ⑪寄付金の受入れに関する決定。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

と、多岐にわたる事項について理事長が専決し理事会に報告しなければならないと定められている。

現実的には非常勤である理事長がこれだけの実務を専決するだけの時間的余裕のなさから、実質的には実務を各施設の長にゆだね、その報告を施設長・事務局会議、理事会において報告させるということで理事長の職務の軽減を図ってきた。

今後についてもこのかたちは維持する必要があるが、施設側に丸投げするのではなく、事務局として施設と協議しながらこれらの理事長専決事項を実行出来るように改善を図る。

事務局機能の強化を図る

理事長専決事項の円滑な推進を行い理事会・理事長と施設の間にあつて、客観性を保ちながら理事長補佐を行なうためには事務局の能力機能の強化が不可欠である。そのために当面は事務局内部においても責任分担を図りながら事務局員個々の一層の努力にゆだねるが、必要によっては事務局構成の強化を考える。事務局運営の在り方については現状月一回の会議を維持しつつ、場合によっては定期会議の増加、あるいは臨時会議の開催なども考える。

施設長会議への事務局全員の参加が 23 年度において実施されてきたが、この開催形態は今後も維持する。

理事会議事録や施設情報を関係者に速やかに配布することに努めてきたが、施設長・事務局会議においても今後議事録を作成し、討議が一過性に終わらないよう、また討議の内容を正確に理解するように努めて、運営の改善に努める。

事務局運営経費の予算化を図る

これまで法人本部としての予算は理事会開催経費を予算計上することが中心で、原資としても寄付金収入の一部をあててきた。今後事務局活動を活発化させるための事務局交通費やインターネット関連経費などを必要経費として予算化を図る。さらに原資としても必要な経費を寄付金に頼るという構図ではなく、各施設からの負担金として収入予算化を図る。当面 24 年度は原資を従来と同じように寄付金に依存して予算計上するが 25 年度においては事前検討をしっかりと行い、必要な原資を確保できるように努める。

個々の理事が施設の運営状況についてより正確に理解を深めるためには理事会での質疑応答だけでなく、直接、施設運営状況を知ることが大切である。そのためにも年に数回でも直接、施設を訪問し、状況をご覧いただく機会を持っていただくことを改めてお願いしたい。基本的には個々にお願いしたいが 23 年度において実施した理事会としての施設訪問も不不定期ではあっても 24 年度引き続き実施したい。

Ⅲ 法人の社会的存立基盤をより強固なものとする

法人が地域・社会から支持され、必要とされ続けるために以下の事柄を考える

地域密着の施設運営を引き続き発展させる

あすなるの家は地域 S 型サービスへの積極的支援やつくる会、なごみとの連携を強化し、ケアマネの出前相談を行い、また事業推進の中でもデイサービスでの認知症対応型を始めるなどで利用率の向上が図られている。風の子も新園舎の開設に合わせて緊急時の一時預かり保育用の部屋を確保し、地域の保育要求にきめ細かく対応しようとする努力を積み重ねている。ともも新たに第二グループホーム SUN を開設して、利用者の期待にこたえようと努力を積み重ねている。これらの努力は多額な資金を必要とする側面もあり、施設運営としてはさまざまな困難も発生しているが、引き続きこうした努力を積み重ねていく。

施設運営の客観的評価に依る利用者の満足度の向上を目指す

あすなるの家が 24 年度目標に職員の能力アップ、自己研修を職場目標に掲げたが大いに評価したい。一生懸命やっていると自己満足に終わることなく一段の利用者の満足度を高める努力が求められる。そのためにも微細な事故やクレームなどにも機敏に対応し、原因と再発防止策に終わることなく、対策の有効性の検証を必ず行い、コンプライアンス遵守の基本を守る。

また、日常の施設運営においてはⅡ項の理事会責任とも関連して、日常的な理事長（事務局）への報告・連絡・相談を緊密に行い相互の理解と協力関係を深める。

経営の安定化を長期的視野で常に検討を加える

この数年、あすなるの家設立時の借入金の返済は順調に進められてきた。このことの安心感からかこの数年経営協議会が開催されることなく過ぎてきた。風の子保育園やとももの家の環境変化なども踏まえ、現時点での法人各施設の中・長期的視野での経営状況の推移を予測し、それらへの対応をどう展開するかについての見通しを明らかにするために 24 年度中には経営協議会を開催する。

必要な情報発信能力をさらに高める

23 年度において法人ホームページを新たに立ち上げることが出来た。今年度は内容を充実させ常に最新の施設情報を開示出来るよう努める。

さらに、施設情報にとどまらず、福祉全般にわたる情報へのリンク機能を充実させるとともに、法人としても情報の収集・解説につとめ、広く一般の方たちに利用しやすいホームページへと改善に努める。

そのために継続的な運用体制と掲載する内容についての責任体制を併せて改善に努める。

ホームページを改良し、見やすくしたことに依り、従来に比べれば情報発信能力は向上したと思われるが、一方では当法人の直接的利用者であるお年寄り、障がい者においては、日常的にパソコンを利用する環境が少なく、折角のホームページであっても内容に接する機会がきわめて少ないことが考えられる。ホームページの維持運営体制が一定整った段階ではさらに情報発信の多様化や情報収集能力の向上を考える。